

旧  
考  
余  
録

五

旧考余録卷之五目次

松千代君御葬地御法号考

仙千代君御葬地考

台徳院殿御縁女考

東照宮仮御法号考

台徳院殿仮御法号考

十八松平古新前後差別

一 三河国十八松平の事

一 東照宮より以後今に至るまでの御子孫十八家と成

らせ給へる事

- 御家門松平十八家の事
- 普通所称十八松平家の事
- 他姓に賜はりし十八松平の事
- 御当家にて十八の員数は目出度御事

旧考余録卷之五

竹尾次春謹編

松千代君御葬地御法号考

源流総貫云、松千代君文禄元年壬辰生江戸城為  
松平上野介康忠養子継長澤家中略年八歳法名  
應雪

大樹寺過去帳云、慶長四年己亥正月十二日松君  
御法名應雪神童子

或記云、松千代君葬三州松應寺 御法名証玉眞  
果大童子

長澤松平譜云

松平和泉守信光君長男

源七郎

備中守

正五位下

親則

初住岩津後長澤住

母松平三河守泰親君女 妻尾州住士愛知氏

永享八辰三州松平村生 寬正二巳十月朔日死廿五才

葬三州岩津村法性山妙心寺 号妙心院考中祥公

益親

源七郎

備中守

上野介

寬正六酉三月廿日死 号靈知院嚴叟淨久

親宗

近宗

親淨

源七郎

備中守

明応五辰七月十八日死号含光院白梅淨照白椿淨親卜毛

勝宗

昌親卜毛 源七郎 兵庫頭

永正六巳三月朔日没号勇進院覺叟淨心

一カッ  
忠

直親卜毛 源七郎 兵庫頭

天文十二卯十月朔日死号寒松院玉心淨金

親廣

源七郎 善兵衛 兵庫頭

元龜二未二月廿四日死号徳光院聖宝淨賢

政忠

源七郎 上野介

母桜井松平内膳正信定女

永禄三申五月十九日属今川義元桶狭間討死号靈泉院耀峯淨珠

康忠

源七郎 上野介 上総介 賜甲州都留郡

母 清康君息女

天文十五午生 永禄五戌年拜謁賜 御一字 元和四午

八月十九日死七十三歲<sup>八十</sup><sub>五</sub>号光琳院靈洞元齋

右代々悉葬妙心寺

康直

源七郎 上野介 上総介

母 神君御妹矢田姫君御法号長廣院玉峯栄樹

慶長八卯四月廿八日掩粧葬三州山中法蔵寺

室本多豊後守廣孝女

永禄十一巳生 天正十九卯年賜武州深谷城一万七千石

文禄二巳十月廿九日卒廿五才 於深谷一寺建立号三光院葬之

法号三光院大翁浄安

女子 為御養女 有馬玄蕃頭豊氏室

女子 遠藤修理亮廣利室 右二女母本多氏

松千代君 又万君 長澤家御相続  
神君御末男

文禄三申<sup>甲午</sup>二月八日御早世葬妙心寺 御法号

松葉院暁月浄幻大童子

謹按るに

水尾の御流遠くして千歳にも及ふへければ

皇胤賢孫国々にミち所々に住せ給へは、古き新しき書ともに記し  
残せるも多く、又伝へなかりしもあるへければ、尊卑分脈に載たる



はかりとも定むへからず、まして 御当家上野国にすませ給へりし  
時、宗家たる新田左中將家に従ひ、所々の戦に一族うせ給ひ相  
つきて義助卿・義宗朝臣・義興・義治等の義兵を挙げられしに  
組せられて、たま／＼残りおはせしも終に家絶させられし中に

親氏君 泰親君三河国に移り住せられ、再ひ 御家興

させ給ひしかは、事の本末くさ／＼に至るまで書しるせるも世に  
多くつたへけれと、又漏れし事とも少からさるへし

東照宮、天か下定めさせ給ひしのち、国々をしらせ給へる

神胤も多かりしかは、彼にしるし是に載せて慶長・元和以後の  
御事におきては、世に伝へあやまれる事あらさるへきを、たゞ第

七の御子 松千代君、第八の御子 仙千代君の御本末のみ

(審の意カ)

記す所一様ならずして其さまつはらかなるも見えず、されはとて

邪心に事定むへきにもあらされと正しきと思へる書の中に、先中川

飛驒守忠英の撰はれし柳営譜略に 松千代君文禄三

年 甲午 月 不詳 日 於 浜松 誕生 母 茶阿方 御幼名 松千代

君、慶長四年己亥正月十二日逝去、御年六、御法

名 栄昌院殿 御葬地 不詳 とあり、天正十八年関東へうつらセ

給ひし後、浜松に茶阿の局残し置せらるへきいはれも聞えず、又

文禄には朝鮮の事によりて

東照宮にも肥前国に下らせ給ひし年なれば、何によりて此書に

かくしるせしやいふかしければ、証ともなすへからず、又藩翰譜に  
松千代君を平岩主計頭か養子に賜はりしと記せとも、これは  
仙千代君と 松千代君とをたかへ記せし事としらる 松千代

君は長澤の家継せられし事、諸記に詳なれ八藩翰譜に誤れる  
なるへし藩翰譜・柳営譜略ともに世の人証とし、其いふ所を信用する事  
多けれと事によりたかへる事も少からされは、悉く正証とはなり  
かたかるへしさて御法号前に出すことく諸記同しからず、近き頃

国家の事しるせるものゝ中に八、多くは證玉眞果とするすといへ  
とも何れを拠とせるやいふかし、大樹寺過去帳源流総貫には  
同しく應雪とあるは正しかるへけれど、是猶何れによれりとも定  
かたし、柳営譜略に榮昌院と記す、是又いつれによりしにや、又

藩翰譜：諸藩の年譜。  
新井白石著。一六〇〇  
（八〇年（慶長五年）  
延宝八年）の大名三三  
七家の沿革などを集  
録。付録・目録共十三  
卷。一七〇二年（元禄  
十五年）に成る。

御遺骸収めし所もさたかにはわかたされと、長澤の家譜に拠  
れは三河国岩津の妙心寺なるへし、妙心寺の記には

台命により御葬事ありとしるしあれ八まきらふへくもあらず  
且長澤の氏族、其祖よりして世々妙心寺を御葬地と定めければ  
此君世を早うし給ひしのち妙心寺に葬り奉りしや、しかは  
あれと長澤の家に移らせ給ひし年月もさたかならず、其家  
絶し後徴とす(つね)へき書も見えされは、いかにとも定むへからず、且

天正十八年御入国のち、長澤の宗家松平上総介康直に  
武蔵国榛沢郡深谷城を賜りしかは、封につきて深谷に  
在城ありしに、文禄二年十月廿九日康直卒去あり  
深谷に寂  
定山西

運寺を開基し菩提所と定められしかは此寺に葬る、かねて当寺へ十六石六斗余を寄附あり、のち御朱印に被成下、今下総国飯沼弘経寺末寺なり翌年

東照宮の命によりて松千代君の御舎弟上総介忠輝君を長澤の跡目と定めさせられ、深谷より下総国佐倉に移され、又

信濃国川中島に転し、又越後国高田城を進せらる元和年中故ありて

忠輝君信濃国諏訪に遷居せらる是を以考るに松千代君を大樹寺過去

帳に慶長四年としるせるは、御早世のちはるか過て御供養の料を御寄附ありし時、その年月日をとめ置しを後の世に御忌日とおもへるにや、又、柳営譜略は此過去帳に拠りしと見ゆれと栄昌院の御法号はいつれによりてしるされしにや、思ふに

康直文禄二年深谷城にて卒去ありて 松千代君跡つかせ

給ひ、家士を鎮護させらるへしと家士のをさまて命ありし所

家士 家<sub>ニ</sub>仕える人。  
家臣。家人。

翌年の春この君身まからせ給へは、家士殊になけきをかさね  
なきみからを茶毘し奉りて妙心寺は長澤家の廟地なれは

こゝにおくりて香華の料を添しなるへし、抑長澤家は

御家祖も同しく御筋目も他にことにて御縁も世々に重ね

させられければ

東照宮にも際たちて重く御取あつかひあらせられ

松千代君を養ひに遣はされしかと、御早世まし〜けれ八又その

御舎弟忠輝朝臣を御跡目に仰出され六十万石余を賜りしに

大阪御陣の後、御不興により其後も猶松平下総守・松平伊豆守  
松平河内守・松平右京大夫ミな長澤家に准せらるゝとなむ、されと  
忠輝朝臣の跡収公により正統絶しかは書伝ふるものも  
なく、彼にあればこれにもれ、いつれを拠となすへくもあらず  
今はたゝ御法号御廟所を記せる中いかゝと思へるを挙るのみ

収公ハ領地などを官  
府に取り上げるこ  
と。没収。

一 仙千代君御葬地考

東照宮第七御男 仙千代君と申奉るは御母清水宗清女

慶長四年三月

東照宮、大阪に趣(赴)かせ給ひし時、平岩主計頭弓削親吉これを養ひ  
奉る、同五年二月七日大阪に於て御早世、御年六、さても此君の御事

古へより正しきを記せる事まれなれば、伝ふる所さまくなるによりてや、武徳大成記・御年譜・同附尾・開運録・帰敬録・三河物語三河記・武徳編年集成・烈祖成績・慶長年録・大業広記の中に此君の事をのせす、藩翰譜に平岩か養ひ奉りしは松千代君とあれと松千代君は長澤の家継給ひし事、諸記一同にて平岩か養ひ奉りしは仙千代君なる事詳なれば、藩翰譜も此君の事は採用なりかたし此外にも藩翰譜に取られぬ事もありといへとも今預れる事ならねは出さすよりて思ふに、二百余年其实事伝ふるにまれなりとして考へ得す八、後世ますく此君の御事本にたかひ末にかはりて、つひに八異究を正とすへきに及ひなん歟とつひに探りえしを書つらねて愚評を



後になす事にはなりぬ

源流綜貫云、仙千代君文禄四乙未生為平岩主計

頭親吉養子、慶長五年子二月七日卒六歳法名

華窓林陽号高岳院尾陽侯以為同母兄建高岳院

於名護屋

藩翰譜平岩云、天正十八年上野国厩橋の城を給はる三万石親吉

男子なかりしに依て 徳川殿第七の御男松千代丸殿を賜て世

継とす、御年わつか六歳にて慶長四年正月十二日世をはやうし

給ひぬ

柳営譜略云、仙千代君文禄四年乙未月日於伏見

誕生於母公方御幼名仙千代君一作慶長生二慶長六

年辛酉為平岩主計頭親吉之養子同七年壬寅

二月七日月一作三日於伏見逝去御年未詳葬尾州名護屋

高岳院 御法名高岳院華窓林陽大童子

忠英謹按、諸書以仙千代君為平岩親吉之養子

而於烈祖成績・御九族記以松千代君為親吉之

養子然親吉慶長十年封名護屋後仙千代君逝

去四年於此不能無疑親吉不奉養則何於名護

屋可有御葬地哉蓋以其初奉養故受封之日建

高岳院以改葬于此者乎

忠英 著者竹尾次春のことか。諸人物紹介にはこの「忠英」はな

上州利根郡前橋正幸寺号弧雲山記云、慶長七年

寅二月七日

神君御子仙千代君平岩主計頭親吉奉養育六歲  
而御逝去葬于当寺千蓮社經營良融上人為導師  
修御追福將軍地藏建立号高岳院殿御産着衣為  
幡一流菊桐紋付此時惠心僧都之筆涅槃像二十五  
菩薩懸物廿五幅御膳具唐焼鉢等御寄附

明曆中城主雅楽頭從天川原村內十八郷町移  
今之地

境内除地六反八畝十八步内七畝一步八地中 高岳院分

外高岳院殿附除地柿宮村内八畝廿六步アリ

同寺中高岳院記云、御葬送之後為御追善建立当院

甲州府中教安寺記云、第九世吞宿上人之代城代平岩主計頭御守仙千代君六歲御早世依御請待於西青沼為御導師奉燒香御法号高岳院殿華窓林陽大童子

甲州西青沼村高岳院号寂照山極樂寺記云、開山照蓮社

寂譽上人吞宿和尚本寺安教九世也慶長五年二月七日御城代平岩主計頭御守仙千代君六歲御逝

去寂誉上人本寺住職中依御請待於西青沼奉燒  
香御導師御法名 高岳院華窓林陽大童子依之  
御葬礼之場所隱居所被下七回忌之御時寂誉隱  
居所主計頭ヨリ墨印而寺領被附

撰州大坂一心寺号高岳院松山記云、開山圓光大師

神祖度々渡御又

神祖御染筆当寺縁起有之現江城紅葉山御書

江城江戸

庫中御納有之云

中興本誉存牟上人 仙千代君御早逝時為御導  
師奉御引導御法号高岳院華窓林陽大童子

撰州大坂大通寺 号雲龍山 記云、二世本誉存牛上(牟)

人 新撰往生伝 近世往生伝 一心寺記等作存牟

神祖御子仙千代君御早世時為御導師御法名

高岳院殿華窓林陽大童子御法事御修行 知恩

院大僧正満誉上人尊照大和尚下向当寺御法事

中為御導師 本誉上人後同州一心寺転住再興彼寺

撰州豊島郡止々呂美村養谷寺 号嶺 記云、開山本  
水山

誉存牟上人為高岳院殿御導師

尾州名護屋高岳院 号持名山 記云、国祖君大納言  
菩提心寺

義直卿一胞御舍兄仙千代君御菩提所也慶長十

三申年於清須城下有御建立寄附百石 同十六  
亥年引城於名護屋時亦移今之地仙千代君依御  
早世母公相應院殿深愁傷余使仙千代君乳母蓮  
譽宗珠尼奉告

神君為仙君御菩提新修造仏閣者我農夕断腸姑  
夫安寧乎粵犬山城主平岩主計頭親吉蒙命為奉  
行建立伽藍寺領納附此時相應院殿愁氣果然  
略中

開山寂譽上人甲府人教安寺弟子依止同塔頭專  
修院見宿大德也 中略住教安寺為七世 中略然後  
讓寺於門弟同州青沼隱退而静座念仏焉爰有淺

粵エツ、ここに・発  
語の辞  
ああ・嘆息の辞

野隱岐守歸依渴仰於彼幽地新嘗殿堂敬乞住世  
弘通依之寂譽移此号極樂寺後日又於当国開当  
山而後成慶時因穿仙千代君家門高属屢有嚴請  
遂不得止以為山基初祖

謹按るに、大坂一心寺は

東照宮常に 成せられ、住持存牟上人を御歸依遊されし事  
諸記にしるす事一同なれば 仙千代君御逝去の御時  
一心寺にて御葬礼執行はれ、存牟上人御引導申上し事  
必然なるへし、併京都知恩院は兼て御菩提所と定させられし  
かは、御中陰の御法会千部御修行仰出されし時、満誉大



僧正御導師として洛東より大坂へ来勤ありしなるへし

此前後越前秀康卿逝去の御法号も知恩院より奉られし故に  
時八満誉大僧正越前に下向あり

此後いつちの寺にても改称ある事なきは、宗門惣本山の称  
なればなり  
諸宗共に他寺にて授与ありし法名は其施主の菩提所にて葬式の時多くは是を改むる事例也 同所

大通寺は存牟上人一心寺へ移転、住職の地同国養谷寺は

其後同人開基建立の地なれば 仙千代君御年回の御時

には必御供養御回向なし奉るへき旨

東照宮より 仰せ付られ白銀等賜りし故其寺の旧記に

是を書出すといへとも 御新葬の御式ととのへさせられしは

一心寺なり、依て持名山高岳院一心寺と名く  
此持名山の号を其後尾張国にて

高岳院を開かせられし時贈るか故名護屋の高岳院を持名山と名け  
一心寺にては開山の詠歌によりて坂松山高岳院一心寺と名つく  
是より先此君は平岩親吉奉護御養君となし参らせければ  
親吉此時愁傷にたへず、依てせちに願奉り慶長七年己(をのれ)か  
しれる上野国に 仙千代君の御遺骸をもり移し奉り、正  
幸寺にて心の及ふかきり御法会をいとなみ奉り、御幼君  
なれはとて地藏菩薩を建立し、種々の御供養の器物までも  
寄附ありしなるへし、平岩に厩橋賜りし事武徳大成記  
御年譜・中興城主記・上州志廃城考・藩翰譜等によるに  
天正十八年なり、初め天正十年親吉いまた七之助たりし時  
甲斐国の郡代となし置れし所、そのおさむる国郡の民に

(しゅうれん)

惠深く聚斂(しゅうれん)のわたくしなくして、租税をはしめ御旨にかなひしかは、関東御入国に及び厩橋の城を賜り、三万石を領せしめらる、いまた関東のミを領せしめらるゝ御分国の内にて一城を賜れる御恩の深きをおもひ、忠義列士に越て怠りなかりしかは

東照宮にも其こゝろはせのまめやかなるにめてさせられ

仙千代君をかれか願にまかせ給ひしに、其かひなく御早世に及はせ給へは、頭の上に霜をいたゝき忠勤をはけますにたよりを失へる心地して、せめてもと厩橋まで御遺骸をうつしねんころに吊(弔)ひ奉りて正幸寺中に於て別に一院を建立し

聚斂あつめおさめること。過重の租税をとりたてること。

高岳院と名く 此後酒井雅樂頭厩橋城を賜はり入部ありしかは  
平岩かつくせしを空しうせすして正幸寺に此  
君の御供養田を除地とす、又正幸寺にて鐘を鑄しか八、羅山子道  
春に鐘銘を雅樂頭より請れし事羅山文集に出たり、これ全く雅樂頭  
檀家として起立せしにもあらざる正幸寺の鐘銘を乞はれ  
しは此君の御由緒ありし寺なる故なるへし 仙千代

君に真心つくし、御跡ねむころに問ひ奉りし事ともものこり  
なく聞え上げれば

東照宮にもよろこはせ給ひ、又なき忠義をしろしめされ、慶長  
八年五郎太君に甲斐国まゐらせられし時、親吉を又五郎太君に  
附傳とさせらる、親吉 仙千代君になほさりの仕なりせは  
いかてか又此幼君をもり奉るへきのかたしけなきにおよふへき  
五郎太君のために御同母の御舎兄にておはしければ、親吉も

仙千代君の御遺骸を大坂より厩橋に守下しまゐらせし事  
 など申のへて、御腹からの深き御ちなみにより、甲斐国に御入部の  
 後、慶長十年上野国厩橋より甲斐国に御改葬に及はれ  
 西青沼村にて御火葬となし奉りし時、其頃甲斐国にて知識の  
 称を得、解行兼備の高僧なりし寂誉吞宿上人を請待の  
 上 御葬礼の御規式再ひ執行はれ 仙千代君の御追福を  
 修し奉りければ、親吉も其ねもころをよろこひ、同十一年御七  
 回忌に当らせ給ひし時寺領を寄附あり、同十二年閏四月  
 廿六日右兵衛督義利卿 五郎太君の御事 に尾張国を参らせられ  
 清洲城を以て御居城と定められし時、親吉にも秩加へ

解行：げぎよう：仏語  
 信仰と修行  
 観想と信仰

ねもころ：ねんころの古  
 い形入念に心を込めて

秩  
 位・官職  
 扶持・俸禄

られ十萬石となし犬山に城主たらしめらる、この時

仙千代君の母儀清水氏相應院の御方義利卿に乞はれ  
慶長十三年清洲に於て一字を建立せられ高岳院と  
名けらる、同く十六年清洲城を名護屋にうつされし時  
清水氏 仙千代君の乳母佐枝氏 主馬助 宗珠法尼  
妻 をして

東照宮に告奉り、新に仏閣伽藍を開基させられ、御遺  
骨を移されん事を乞奉りしに

東照宮是を許し給ひ、平岩親吉に命せられ作事の奉行たら  
しめられ、甲斐国教安寺より御遺骨を名護屋にむかへ

高岳院を永く 仙千代君の御廟地 御霊牌所となす

此時、甲斐国西青沼村御火葬の地に隠栖精修せる教安寺

七世寂誉上人は 仙千代君御導師つとめし御由緒を以て

召上せられ、新建の高岳院開山と定らる、又初大坂にて御導

師勤めし一心寺存牟上人より山号を贈られしかは当院を

持名山と名付、本末清整し山号院号とす

是より先寂誉は御火葬の地に隠

栖し庵室をむすひ、浄修梵行に年月を送りし時、浅野隠岐守帰依し彼幽地に堂舎を造り極楽寺と名く、依て名護屋に請せられし日は初よりの御由緒を以て浅野氏に告、かの極楽寺より転し来りて開山となる、寂誉か徳行しるへし さて御早

世の年月に異同あるか中、慶長五年二月七日を以て正とすへし、平岩氏の家譜に慶長四年三月伏見より大坂に

趣かせ給ふ時養ひ参らせ、同五年御早世としるし、源流総貫并(赴)に  
知恩院旧記・大坂一心寺・大通寺・養谷寺・甲州教安寺・極楽  
寺・名護屋高岳院の記録一同に慶長五年二月七日なり  
藩翰譜に慶長四年とあるは平岩か養ひ奉りし時を暗  
記の失にて記されしにや、猶 仙千代君さへ 松千代君とたかへる  
程の事なれば採用すへからず、柳宮譜略に慶長七年とあるは  
いつれによれるにや、都て此譜略(すへ)に此君の御事しるせる事他  
書と異なり 此譜略は証引とすへきにはあらされと、此君の御事に  
限らず、御家の事しるせる事他書に証なく事実を  
失へる 又正幸寺にて慶長七年とあるは大坂より御改葬の  
事多し 年なるへし、かゝれは諸記一同にしてたかへる事なし、たゞ中川氏の



天野信景 『浪合記』  
著者

一書のミ其本拠をしらす、又天野信景か塩尻云、仙君は  
平岩親吉か養奉りける事のミ知りて宰相利長の猶子と  
なしまゐらせける事世にしらさる所なりとあり、然れとも  
前田氏の譜にも見えす、僕か菅見(やつがれ)いまたその書を得されは  
いかにとも定めかたし

【菅見】 見識が狭いと。  
自分の知識や見解・意見などをへりくだっていう。

### 台徳院殿御縁女考

家忠日記云、天正十八年正月七日 若君様御上洛、岡崎江越候  
今度之御上洛は関白様尾州信雄御むすめ子御養子被成  
若君様へ御祝言被仰合候

南都多門院日記天正十八年正月廿八日条云、御本所御子ヤ

セシノ息女小姫君と云、当年六才関白殿の養子ニ而二三才の時より  
御育也、今度去廿一日歟 家康世継子御長殿と云十三才  
コレト於受樂祝言有之云(聚) 関白於存分八ケワイ料(化粧)に三ケ国可  
被遣由也云々 事々敷祝言の様也と松林院得業被語了  
織田若狭守家記云、内大臣信雄公息女、豊臣太閤  
秀吉公為御養女可被嫁

台徳君之御約定雖有之、年月遥隔諸事未詳

謹按るに、天正十八年正月

台徳院殿御上洛於聚落(樂)御元服の事は武徳大成記・大業  
広記・烈祖成績を始め一同なりといへとも御婚姻の事は

見えす、又開運録・啓運記等に北條氏誅伐関東御手に入し  
上八東八ヶ国を

東照宮に進せらるへき御約束の旨を載す、しかれ八此年の  
春御元服并秀字をも進せられ、猶北條氏征伐のゝち東  
国にてしかるへき所御居城と定りなは、御養女を聚楽より  
御入輿あらせらるへき御約束有しなるへし、家忠日記に

若君様へ御祝言被仰合とありて、御婚姻整へさせられし事  
なきにて知るへし、多門院日記に関東於存分者ケワイ料に  
三ヶ国可被遣由也とあるによれば、是迄の御料駿甲信三遠の  
五ヶ国之所北條の一族七月に亡ひ、八月朔日はしめて江戸へ御入

部の時三ヶ国を増して東八ヶ国の御領に転せられしは  
 豊閑白の食言に八あらず、又日記も其正しきを得しと謂へし、然  
 るに此御陣過て信雄公に五ヶ国参らすへき旨なりしを、辞  
 退ありてこれまでのごとく尾濃勢の三州を領せん事を  
 乞れし故、豊臣氏の意にたかひて所領を没収せられ、出羽  
 国にうつされしかは、此時に及ひ御入輿の御沙汰もや三、御養  
 女も戻され御縁辺も御離別となりしならん、依て織田氏  
 の系譜を(けみす)見るに是等の事はのせすして信雄公の女子の  
 うち豊太閤の養女一人あれとも、別伝もなく始終の事  
 書のせす、又其次に佐々加賀守一義か妻ありて、寛永十八年

食言：しよくげん：  
 (一度口から出した  
 言葉をもた口に入れ  
 るの意)前に言った言  
 葉と違ったことを言  
 うこと。約束を破るこ  
 と。嘘をつくこと。

五月二日死、年五十八、法名春昌院と記す、是疑らく八豊臣氏の養女と同人ならん歟、多門院記に天正十八年六才と云、寛永十八年死、五十八才とあれは一年のたかひあれと、そは伝聞のあやまりもあるへし、織田氏の人々に尋ければ考えし事あらすといふ、若狭守譜に内々記せる事ありといふにつき、セちに其記を見ん事を乞ふといへとも故ありとてゆるさす、右御養女の御さた止しのち、豊臣氏にても御縁結はれん事を約せられしかひなしとて、其後故浅井備前長政の息女を御養女とし御入輿ありしなるへし此御台所の御方に付ても柳営譜略にはとられぬ事をのミ記さるゝといへとも、こゝに預からさる事織田内府信雄公の息女不幸にして其伝さへわかたゆゑ出さす

されは此御縁約の事世にしれるもの稀なれば、徴古の  
一事に備ふるのミ

東照宮仮御法号考

元和二年

東照宮神さり給ふ御時 御尊躰は久能山に 御神葬

なし奉り、御法事は増上寺観智国師に仰せ付られ

御尊牌は三河国大樹寺に納むへきとの 御遺言に依て御葬儀を

榊原大内記照久・吉田神龍院梵舜等仰せを奉はりて執行ひし(衍)

なり、是より先大樹寺住持登誉上人より

安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士の尊号をうけさせ給ひければ

神さり給ふ神去り  
給ふ。「かみさる」古く  
は「かむさる」。お亡く  
なりになること。

御中陰御法事の節、諸宗の寺院納経の上御回願し奉りけるにも  
此御法号を称し奉りしとそ、但し此時 御神葬なるか故に  
京都よりの御香奠等もなかりしとなん、しかれとも万部御法事  
諸宗の寺院ことくく三縁山(ふじやま)に諷経納経なし奉りける事  
諸史旧録に詳なり 此時天正中安土にての宗論  
御本丸にて慶長十年の宗論にけちめ  
なりしとて日蓮の一宗は 其後  
かれらか願により納経なし  
勅ありて

東照大権現の号を贈らせられしにより、院の字を除き奉る  
へきの旨 仰出されしより

安国殿と称し奉りぬ、始め観智国師より

源高院殿と仮 御法号奉られし所、永禄年中大樹寺より  
捧け奉りし

安国院の御法諱を 御在世中より 仰置かせられし御事  
あるにより 源高院殿を御改称ありしとなり、然れとも  
一旦増上寺より奉りし仮 御法号ゆゑ、しはしは其

御法号をも称し奉りしにや

田中氏家譜 従四位下侍従兼筑後守忠政  
三十二万五千石今五百石久兵衛祖云、慶長十九年甲寅元和

元乙卯大坂両度共筑後守八故太閤恩顧之者二付、攻城之儀  
御免両度共出勢為島津勢押摂州住吉辺屯相堅 御陣

終テ帰国 元和二辰四月十七日 大御所君薨御、七月於筑



後国山本郡終南山善導寺、境内六間四面之 御廟所ヲ奉

経営内二二間之 御宮殿 御宝塔奉安置 今有馬氏修復之

御額 実相精舎 卜篆字

源高院殿從一位大相国徳蓮社崇誉道和大居士

是八増上寺ヨリ被上候 御法名之由、右二付為御靈供料同国

飯田村ニテ五百石奉寄附、今以善導寺収納之 已下略之

筑後国山本郷善導寺記所載右二同

浄僧筆記 廓瑩上人記 云、此時觀智国師千部御法会の御導師を

つとめ奉りて 源高院殿の御法名を奉られし時、兼て大樹寺登誉上人の捧け奉れる御譜脉等、御石塔の中に納めらる

へき旨言上に及ひけるにより 安国院殿の御法号に改奉る  
へきやと再ひ言上ありける時、官にては 御神葬の上  
勅号賜はるへき上は御法諱は御内々の御事故国師の存する  
旨に任せらるへしと 上使福阿弥伊丹氏 台命を伝へられしに  
よりて 源高院殿を 安国殿と改奉れると云々

此の記法中の所記、殊に後代の記なれば信用にたらずといへとも

御法号の一考に便りあればこゝに引拠するのミ

又云 位産上人  
寛永九年記

大御所様 御他界の時 源高院様之御位牌之通今度可被  
仰付之由之处 源高院様は御法名相改 安国院様と奉称

福阿弥伊丹氏 福阿弥  
は姓、伊丹氏の意か。  
『駿河土産』に福阿弥  
のことたり。  
【台命】將軍または三公  
などの命令。転じて貴  
人の命令。  
三公は、太政大臣・左  
大臣・右大臣

其後又 勅号にて院の字被除又

東照大権現様と相改之上は、縦令御法名(たとい)にても元和之御例不可然と申者内々有之、於此度は元和と違万事 公儀御任セゆゑ御法事も格別に可有之由也云々

古証要録云、慶長十三年九月十五日増上寺觀智国師を駿府城江被召是、大御所様御血脉御伝授可被遊旨二而御潔斎三日之後、其事を行れ 御法号を 安国院殿と奉尊敬中略元和二年正月廿一日より 大御所様御不例二付

公方様二月二日に駿府御着、三月十七日御任官の事あり、同廿七日御拜任、四月二日御遺言あり 御神靈は永く国家を鎮護

なさるへきの間、御躰をは久能に納め神に祝ひ奉り、御葬礼をは増上寺にて執行し、御位牌をは大樹寺に安置し、御一周忌に至て日光山に鎮座なしまゐらすへきよし被仰出、同六日増上寺并廓山了的等令到着、大樹寺とゞもに出仕 両御所様に御目見あり、同十六日神龍院を被為召、神祇に祝候作法等 御尋の次第あり、又国師を被召、神に崇め候上は於増上寺葬礼の儀は有へからず、中陰の法事は執行すへしと 上意あり、右の事可被仰付候間、国師は江戸へ出立有之様御暇被下、翌十七日巳刻大御所様御他界被遊 中略五月十七日より於増上寺 御中陰御法事御執行あり、諸大名御香奠諸寺院の諷経等の事をは

停止せらる、此儀は 御神霊を祝ひ奉り候を以て御法事は

御内々の儀たる故なり、廿一日 院御所御使参向あり、御香奠八

御法事の儀なるによりて納められず、晦日御中陰御法事結願に

よりて 公方様増上寺に 御参詣 中略 九月四日板倉

伊賀守参着、是は先達て南光坊・板倉内膳正上洛あり、神に崇め

申度并神号等の事奏 聞に被及、七月十六日 故大相国の事

神に崇め被申上は院号は不可有之由 勅答被 仰出

御神号は二條・菊亭の両家にて二ツ宛被撰、此内を以

公方様 御心次第可被定之由内膳正に被 仰遣、仍

東照権現と可奉唱との 御答并被奏之、今日帰着有之也

勅答：ちよくとつ〓  
天子が臣下に答える  
こと。また、その答え。  
臣下が天子の問いに  
答えること。また、その  
答え。

一十月二日増上寺に 御宝塔を可被建之儀に就て其式を被行、是

安国殿の御事始なり、元和三年の春に至て御造営成就なり

去慶長十三年奉りたる御法号の院の字を相除奉称

安国殿是依 勅定也 下略

浄縁要記云、元和二年 権現様於駿府薨去

御法号

安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士、御中陰之御法事

於増上寺御執行、翌年春靈廟成号

安国殿 依六十六箇国御手入国家安全故名  
安国殿則御置六十六置敷有之依此由也

同二月廿一日

東照大権現奉勸請仍神事祭礼事故御一周忌  
御法事等永断絶也

開運録今川義元討死後云、然ラ八浄土ノ伝法ヲ伝ヘ申

サン常八前後都テ三七日ノ別行ニテ伝ヘ申セトモ事急ナレハ  
今一桶ノ垢離ヲ取玉ヘト中略

安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士ト法号下略

大樹寺記云

源高院様御法会修行下略

謹按るに

東照宮、大高城より大樹寺へ 入御の節、住持登誉上人

浄土の法義を伝へ 安国院殿の号を奉られ慶長十三年  
観智国師より再び宗門の伝を受させ給ひし時、国師も  
先年の御法号をそのまゝ申上置れ 御他界の時に至り、更に  
源高院殿と捧けられしなるへし、古より生前に授けし法号を  
没後に改る事ためし多し、たとへは 慈光院様を  
瑞雲院様と改め後又 大樹寺殿と号し奉り、近くは享保  
中養仙院御方を隨性院御方と改め覺樹院の方を教樹院  
方と改められしかことし、依て思ふに  
東照宮、神さり給ひし時国師より 源高院殿と称し奉ら  
れし所、その後評議あらせられ、永禄年中初めて大樹寺にて



名付奉り、慶長十三年再び其号を用ひ申上し上は、今又別に改め奉らんもいかゝとの御事にて、はしめのことく

安国殿を用ひ奉りしにや、凡此(およそ)御法号の和国安崇徳の

五字は無量寿経天下和順国豊民安兵才(戈)無用崇徳興

仁の文によりて勲進なし奉れる所、道の字は三河にて

御代々御通号にて 道閲君 道忠君 道甫君 道幹君と

称し奉れるによられし事としらる、是によりて思へは

源高院殿はたゞ御中陰の初にさゞけし所にて

安国院殿の御法号たるへきに定りしかは、世の人も聞伝るに

至らす、何方の御位牌にも過去帳にもものせさる故 御法号

兵戈戈戦争

たりし事後には知るもの少し、田中氏にては

源高院殿の御法号を善導寺におくりしかは、善導寺にても其まゝに祭崇なし奉りて御供養申上しなるへし、仍而

大樹寺記録に八源高院様とも 安国院様とも書記あり

此中慶長十三年に 安国院殿の号を奉りしとあるは

観智国師を駿府へ 召せられ、御相伝遊されし旨増上寺

古記録 并開運録等に出れと、御仏事の故にや駿府

政事録・武徳大成記・御年譜・慶長年録等にも記されす

其時浄土の五重血脉を再び請給ひしにより、大樹寺にて

御十九の御歳登誉より請させられ、御再伝となりしにより

御法号も御同号となし奉りし成へし、此事別に委記せし書もあらされはいづれを前後と決定なしかたし、又新田贈大納言義貞卿を源光院学阿弥陀仏と申に同韻なるも不測の事なり

台徳院殿仮御法号考

台徳院殿御他界の時御導師増上寺了学上人より捧け奉りしは 元昌院のよし、然れとも其のち縁山数度回禄にあひ、旧記正録焼失せしかは、たま／＼残れる書記といへとも、遠年に蠹損し方今に伝ふることまれなれば、正しく定むべき事いかゞ也といへとも今一二を出さは

回禄：かいろく〓  
火の神の名。(火の神の  
仕業というところから)  
火災にあうこと。

蠹損〓虫喰

近藤登之助譜云、季用 元昌院殿被召連於駿府

大神君江 御目見

金地院本光国師日記云、寛永九年正月廿九日

御院号之事

勅号可被仰上候へとも、内々宜御名を僧正も国師も書付可申由  
則僧正談合候 而国筆にて五ツ書付候

大龍院 瑞松院 泰雲院 天桂院 凌霄院

右五ツ書付候、大炊殿・雅樂殿・讚岐殿・信濃・大蔵各相談之上にて  
年号を付候ては如何可有之哉、延暦寺・建仁寺之如例となり

同卅日大僧正早天来儀齋了道春永喜 御院号内談、僧正八

【早天】早朝、明け方  
道春 林道春(羅山)  
【永喜】室町中期の私年  
号、元年は大永六年(一  
五二六)にあたる。

衡岳院・建徳院・九龍院三ツ被書付但八筆国は乾龍院・天  
 桂院・瑞松院・三ツ書付る但是也則各同道登城、雅樂殿・大炊殿  
 讚岐殿参会、信濃殿・大蔵殿并井伊掃部殿・松平下総殿列座  
 右之書付道春永喜江渡ス、各次之間江御立候而御談合有之、道春  
 永喜使二而將軍様之御年辰二而候間、龍之字如何と各思召之由  
 也、辰龍格別の儀二候へとも相除可申候と談合、僧正八九龍院を除き  
 院号二ツ、国は乾龍院ヲ乾徳院に直し三ツ、何も国筆(いね)にて書付渡ス  
 其間に御振舞有之、各又御出合、三河二大樹寺先祖之御寺二候間  
 大樹院二而者如何と御申候、国申は尊氏も等持寺・等持院又は  
 鹿苑院殿相国二御成候時相国寺を御建候、加様之例尤と申僧正者

御年辰「辰」秀忠の  
 生年の干支か、没年の  
 干支か。しかし、秀忠  
 の生年天正七年は卯  
 年、没年寛永九年は申  
 年。

大樹は 將軍之唐名なれば、今之 將軍を位牌に書候様にて如何<sup>二</sup>候と御申候、さら八右之兩人書付候院号五之内<sup>二</sup>而兩人談合し候て其内秀逸を一ツ書付候へと各御申候而各次江御立候、道春永喜相談候処に、国八僧正之御書付候衡丘院尤可然と申、僧正も満足候而サラ八是<sup>二</sup>と候、其内僧正腹立候而永喜道春に過言候故、兩人無興にて又申返し互に過言候故、国色々挨拶し候而兩人各江被申渡躰<sup>二</sup>而各御前江伺候、右之趣言上と見え申候、暫して雅樂殿・大炊殿・讚岐殿三人御出合候而 上意<sup>二</sup>者道春を上方江被遣經奏聞勅号可被仰請候、兩人退出可申由<sup>二</sup>而罷在候、大炊殿明朝増上寺江可参候間アレ<sup>二</sup>而可得御意候、暇乞して歸る下略

浄僧筆記云、寛永九年の春正月十八日、俄の大評定初り武家  
方入来大混雜何か上人と密談共中々他人不聞、其後内々方丈より  
某叟など等数十人御呼寄有之、此時隨波了聞八遠く住て不来  
潮流智哲も末席に進む、これ廿一日也、廿三日又惣評定、能化・所  
化在江戸之分凡五百人計集来、其余は不交今夕御祈之料として  
白銀二千両給の由にて於本尊前数百人一時千卷大乘護念  
經奉読中略廿四日御法名之事御達二付、經論釈之本文御  
相当之分可勘進由上人申達之、今日金地院傳長老入来、於  
書院上人御面会あり、何か密談有之、其上菓子御持參愚叟  
等玄関へ送る、随分被落付人故中略上人長老之歸り跡にて

能化：のうけ・のうげ  
師として他を教化で  
きる者。  
所化：しよけ 教化を  
受ける者。

被申出は 御所様之御法名者推而存念を可申にも不及、兩名可奉差上之条二付、愚叟 興仁院様与申上、上人八 元昌院様可然と被仰、是八 徳川源家江戸へ御移りの以後万々歳御栄昌可被開之御元由也、依而本抛之文はとまれかくまれ可然哉と被申出時、いかにも可然旨一同申畢、終に此二号を以金地院へも申達又 公方様御役人へも申達之处、夕刻以 上使当日 禁中へ 勅号を御願可有之 尊命二付、先於増上寺奉附处之 御法名は仮御用也 勅号罷下候迄者

元昌院様と称し可奉申、其外八追而 勅号次第と云々、依之元昌院興蓮社徳誉入西大居士と奉称候



謹按るに、寛永九年正月廿四日

台徳院様御他界の時御導師増上寺了学上人より捧け  
奉りしは 元昌院殿なるへし、然れとも御老中方法義の  
分は其道に委しき者に尋ね問はせられて然るへきに、議定なし  
給はんと金地院本光国師・南光坊天海僧正に 命せられ  
字儀の音訓等は道春にも問合せ然るへき哉と国師の許にて  
評議ありしとしらる、されと宗々も別々にて評決定りなく  
執政の方ニも其議論の一同ならさるをいかゝと存せられしにや  
終に 奏聞を経られしかは

台徳院と 謚定りし、これ 御代々様 御謚号の始なり

此御法号は書経云、上命之曰朝夕納誨以輔台徳又曰祇  
台徳先不距朕行史記云、祇台徳光晋書天文志云、天有三  
台徳刑三公の文に抛らせられしかは台イと唱ふへきを、天の  
三台タイによりて台タイと称し奉りしにや、此年七月廿四日増上寺にて  
台徳院殿 御堂御供養につき 御参詣まし〜ける時、初て  
台タイ徳院殿と称せしとも伝ふ、いつれにも 勅使参向の時は  
台イと称せしとみえたれは 元昌院殿の御法号は 御新葬  
御中陰に御回願申上し時なるへし、然れとも御位牌も改りし  
上旧記焼失も数多にて此事書留しもなければ、本光・天海  
道春永喜か評せし内の衡岳院とありしを用ひしにや

増上寺方丈は前年の住職極老年なれば捧けし所といへとも柔和清温にて四人に任せられしにや、其外の事實は詳ならず

一 十八松平古新前後差別

十八松平の御家別ある事はむかしより伝ふといへとも、其正きを記せし書もなく、又其わけからしか／＼と並へしも見えす、思ふに此十八もしな／＼あれといつれをそれとも定めかたければ、考得しをそのまゝつらぬ

一 三河国十八松平の事

中興諸家系図纂云

- 一 徳川松平 御本宗なり
- 二 岡崎松平 和泉守信光君の五男松平紀伊守光重男岡崎  
     弾正左衛門昌安の家  
     昌安岡崎を長親君に譲りしゆゑ  
     徳川家は安祥岡崎両城主なり
- 三 岩津松平 右京亮親忠君岩津に居住せられ、嫡子親長  
     讓を受岩津太郎と号 此の家絶系
- 四 大給松平 親忠君二男源次郎乗元の家
- 五 形原松平 信光君四男又七郎トモスケ與副の家
- 六 御由松平五井同七男弥三郎則定の嫡子弥九郎長勝の家  
     トモ
- 七 竹谷松平 同嫡子左京亮守家の家
- 八 深溝松平 同則定の二男大炊助忠定家

- 九 野見松平 信光君八男傳七郎光親家
- 十 滝脇松平 親忠君九男加賀右衛門乘清家
- 十一 桜井松平 長親君三男内膳正信定家
- 十二 藤井松平 同五男彦四郎利長の家
- 十三 三ッ木松平 信忠君二男蔵人信孝の家
- 十四 鵜殿松平 同三男十郎三郎康高家 今絶
- 十五 長澤松平 信光君十一男源七郎親則の家
- 十六 押鴨松平 長親君三男信定末家淡路守忠直家
- 十七 東條松平 同四男甚太郎義春の家 今絶
- 十八 福釜松平 長親君二男三郎次郎親盛の家

謹按るに、松に今古の色なく、玄冬雪霜に操あらはれ、千歳万世の佳葉万木に勝れたる事、諸書に出たり、別て本朝文粹・芸文類聚等に嘉誉をあく、たゞ外典に栄色を讃嘉するのみならず、内典又祝色とす、此松を十八公といふ目出度字義に配例する事、内外二典又同じ、然るに

御当家 御家号として十八松平の世に興り給へるも、実に凡慮不測の嘉称なるへし、就中 御本国の十八家八いつの世に定めさせられしとも見えす、誰定めし事にもあらず、自然と御家門此数に及はせらるゝ事、末代御繁栄のむねを天よりしめし給へると謂へき歟、右十八家

御子孫の絶られしもあれと、まづは今の世にて其流より分家ある事あまたにて、たゞ麾下のミならず其由緒正しきは、諸家の藩中に御家号を名乗らるゝ事数多あり、こゝには先其始を出し末に至りて分流ありしは出さず、末家庶流に及ひては皆此十八家よりわかれしなり東照宮より以後今に至る迄の御子孫十八家と成らせ給へる事

東照宮御流

岡崎三郎信康君

岡崎城被進被住之

中納言秀康君

封越前国為福井城主

左中将忠吉卿

尾張国清洲城主

武田万千代信吉君

常陸国水戸城主

上総介忠輝朝臣

越後国高田城主

松千代君

長澤家被繼

如前出

仙千代君

平岩親吉為嗣 同断

大納言義直卿

封尾張国為名護屋城主

大納言頼宣卿

封駿遠甲三国為駿府城主

後移  
紀伊国

中納言頼房卿

常陸国水戸城主

台徳院殿御流

忠長卿

封駿遠駿府城主

左中将正之君

奥州会津城主



大猷院殿御流

大猷院殿 三代家光

参議綱重卿

甲府城主

参議綱吉卿

館林城主後 御本宗御養君

文昭院殿御流

文昭院殿 六代家宣

松平出羽守清武

上州館林城主

有徳院殿御流

有徳院殿 八代家宗

中納言宗武卿

田安家

参議宗尹卿

一橋家

淳信院殿御流

淳信院殿 九代家重

中納言重好卿

清水家

謹按るに

東照宮、国家を治め給ひしより御家嫡の外に国を割、其封につきて家を興させ給へる事右御十八家の外に聞く事なし  
此中に御跡絶させられしによりて御連枝に跡つかせられ  
又は国除かれしもありしといへとも、新に封を定められしは  
此御方々なり

東照宮二百年の御遠忌に及はせらるゝまで、此十八家わかれ給へる事凡慮のはかるべきにあらさるへし、三河国の十八家中にも御子孫に至り絶させられしも、一たひ家起りしを数へ合せて十八の称あれば

東照宮より御分流あらせられしを合せ 神流十八家と  
称すへき歟

一 御家門松平十八家の事

尾張殿 松平中務大輔

紀伊殿 松平左京大夫

水戸殿 松平讃岐守 松平播磨守 松平大学頭

松平大炊頭

松平越前守 松平越後守 松平出羽守 松平大和守

松平左兵衛督 松平佐渡守 松平日向守

松平志摩守

松平肥後守

謹按るに

東照宮御流、前に出せることく成しかと其跡絶しも有けるに

此家々本支分流を合せ十八家に及へるところ、元禄中尾張家

より松平出羽守奥州築川松平肥後守より松平靱負佐会津新田

石一万等の分家有りしかと、程なく其跡絶て此十八家となりしこと

奇といふへし

一 普通所称十八松平家の事

越前家 越前守 越後守 出羽守 大和守  
左兵衛督 佐渡守 日向守 志摩守

保科 肥後守

松井	藤井	世良田	能見	長澤	深溝	形原	桜井	大給	越智
周防守	伊賀守	丹後守	河内守	伊豆守	主殿頭	紀伊守	遠江守	和泉守	右近將監
	山城守			右京大夫				能登守	
				河内守				縫殿頭	

戸田 丹波守

久松 隱岐守 越中守 采女正

奥平 下総守 宮内少輔

池田 因幡守 伊予守 并因幡守分流二家  
壺岐守 長門守

柳沢 甲斐守

本庄 伯耆守

謹按るに、是又十八松平と称す御門族也、此中松井八拔群之

武功により賜之、戸田は御縁辺にて賜之、此二家八他氏江

御称号を賜候濫觴なり、久松・奥平・池田是又御縁

大神君御同胞の御親縁、奥平・池田共に御縁辺、保科

越智は御筋目、本庄八深御由緒、柳沢は君寵にて賜之  
右松井以下先年序により列ぬる也、各家格之差別  
御取扱の訳合等を今列次するに八あらさるなり

一 他姓に賜はりし十八松平の事

前田	島津	伊達	黒田	浅野	毛利	池田
鍋島	蜂須賀	山内	奥平	松井	戸田	久松
鷹司	本庄	越智	柳沢			

謹按るに、右十八家の外他氏の輩へ 御家号賜はれる事を  
聞かず、依て是を他賜十八家と称す 御家に御由緒ありて  
賜り又は其家祖の人々文武の功あるによりて賜れる事なれ八

其家の<sup>(庶)</sup>麁流にいたるまで松平を称し、又は当主のミ称し、又は嫡子

元服の時に賜はるのくさくあれと、今あつからされは爰に略す

一 御当家人にて十八の員数は目出度御事

御当家人にて十八の員を以て思ふに、祥瑞なる事あまたありて甚た珍らしからすといへとも、見聞に随ひてさもと思はるゝを書つらぬしかはあれと此外にもれたる事猶多かるへし、抑

東照宮には新田の御先祖義重入道上西より十八世に当らせ給ひて

慶長年中関原御勝利のゝち、義重入道へ鎮守府將軍の 御贈

官を乞せらる是 一東国附庸の城十八ヶ所は御譜代の士をして

護らしめらる是 二永禄中

附庸：ふよう＝ふよう  
こく「附庸国」の略。他  
国に従属して、その保護  
及び支配を受けている  
国。従属国。



東照宮御十八歳にして駿河国より岡崎城へ 入御是三徳川  
文字合せて十八画是四天正十八年関東へ御入御是五慶長  
七年御祈願所として十八檀林を定めさせらる是六前に出せる  
ことく十八松平の御門葉年を逐て殊に榮ふ是七又十八家の  
国主をして諸国に備へ置かる是八近くは文政十年三月十八日  
太政大臣 御昇進之御規式且

大納言様には十八日に 御宮参遊されし事とも皆十八の  
員にして御吉例ならずといふ事なし、抑、嵯峨天皇・仁明天皇  
以後皇流に源氏を賜れる事世々の芳躅(ちよく)となれりといへとも  
方今に至りては只十八源氏の三世に皇裔をしるといへ共、十八の

躅・ちよく＝あと(跡)

中只嵯峨・清和・宇多・村上の御流のミは今に榮昌させられける、就中  
經基王東国に平將門征伐の副將に備はられ、西海に純友  
誅戮の命を含まれしより頼光朝臣大江山に怪童を対治し(退)  
頼信朝臣東海を馬に越、頼義朝臣奥国十二年の苦戦、義家  
朝臣奥羽十年の勞軍等、世々に軍事を尽されしかは、上天  
其勞功を哀憐なし給ひしにや、征夷大將軍の御職只  
水尾の皇流に 宣下ありて他の競望にあたはず、且慶長  
元和東征西伐の後

東照宮、一天に美政を播し方夏を鎮撫し給ひしかは、松平の  
御家運弥億万々歳に及はせらるへきいはれにや、皆十八の員なり

意  
方夏：ほうか＝全国の

彼是を並せ考へ奉れは、十八公の栄は霜後にあらはるゝといへ  
るかことく、足利・織田・豊臣の諸家も衰運枯滅し、武田・上杉  
北條を始毛利・尼子・大友・斉藤・浅井・朝倉の氏族悉く家名  
幽微に及ひ、三管領たりし斯波・細川・畠山も門栄を失ひ  
四職と称せし山名・赤松・一色・六角も絶嗣にひとしく成行、一  
天の整政四海の安平徳川・松平の御一家に定まらせ給ひし八  
松樹千年色を改めすといへるも古書の祥言、億々万歳迄も  
御当家の御繁栄は世々をかさねますく御仁徳を万民に  
施与させらるへきの御吉祥顯然たる事深く仰き、ますく  
祝敬し奉るへきことにこそ